

2015年2月9日

月形刑務所

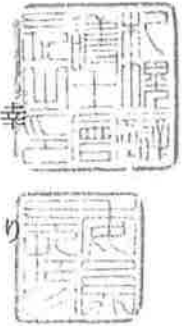
所長 北 浦 正 志 殿

札幌弁護士会

会 長 田 村 智 幸

札幌弁護士会人権擁護委員会

委員長 秀 嶋 ゆかり



## 勸 告 書

当会は、申立人 B 氏（以下、「申立人」という。）から受けた人権救済申立について、人権擁護委員会（以下、「当委員会」という。）の調査結果に基づき、下記のとおり勧告する。

### 勸告の趣旨

月形刑務所（以下、「貴所」という。）が、申立人を含めた被収容者を、保護室に収容する際、一律に全裸にしたうえで身体検査（以下、「全裸検査」という。）を行っていることは、被収容者の羞恥心や個人の尊厳を侵害する行為であり、人権侵害にあたる。

よって、保護室に収容する際に、被収容者に対して、一律に全裸検査を行う運用を速やかに廃止すると共に、今後全裸検査を実施するにあたっては、個別に、その必要性が相当程度に認められる場合に限定した慎重な運用を行うよう勧告する。

### 勸告の理由

#### 1 申立の概要

貴所が、2013年9月11日、同月30日、同年10月15日、同月17日に、申立人を保護室に収容する際に、全裸検査を行ったことは人権侵害である。

## 2 調査の概要・日時

- (1) 申立人からの事情聴取 (2013年6月11日)
- (2) 貴所への照会 (2013年6月17日)
- (3) 貴所からの回答 (2013年6月25日)
- (4) 貴所への照会 (2013年11月12日)
- (5) 貴所からの回答 (2013年11月27日)
- (6) 貴所への照会 (2013年12月13日)
- (7) 貴所からの回答 (2014年1月6日)

## 3 貴所の回答

貴所の2013年11月27日及び2014年1月6日付回答によれば、貴所が2013年9月11日、同月30日、同年10月15日、同月17日に、保護室に収容する際に、申立人に対して全裸検査を行ったことは争いがない。

また、貴所の2013年11月27日付回答により、被収容者を保護室に収容する際は、申立人に限らず、一律に全裸検査を行っている事実が判明した。

## 4 当会の判断

- (1) 日本が1979年に批准している「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(国際人権B規約ないし自由権規約)第7条は拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を禁止し、同規約第10条第1項は「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。」と規定している。

また、日本が1999年に批准した「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)

第16条は「締結国は、自国の管轄の下にある領域内において、第1条に定める拷問には至らない他の行為であつて、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に当たり、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるものを防止することを約束する。」と規定している。

さらに、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「法」という。）第75条第1項は、「刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には」、被収容者の属性、その時々における被収容者の状況といった個別具体的な事情に照らし、合理的な範囲で適切な検査を行うことが必要とされる。「特に、被収容者を全裸にしての身体検査・・・については慎重な考慮が必要であり、刑事施設の規律及び秩序を維持するため、当該検査を実施する必要性が相当程度に認められることが必要」（「逐条解説刑事収容施設法改訂版」有斐閣・325頁）である。また、刑務官の職務執行に関する訓令第20条は、身体検査を行う場合には「できる限り、被検査者のしゅう恥心を損なわないように配慮しなければならない」と明記している。

- (2) この点、貴所の回答によれば、申立人に限らず、被収容者を保護室に収容する際、一律に全裸検査を行っているとのことである。

本件申立に限らず、一般的に、人の衣服を脱がせ、全裸にした状態で身体検査を実施することは、その羞恥心を害し、同人の尊厳を侵害する行為であるとともに、拷問又は非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いとなり得るため、自由権規約第7条、第10条第1項、拷問等禁止条約第16条に抵触し得る。

さらに、上述したとおり、法75条第1項に基づき身体検査を行うにあたっては、被収容者の属性、その時々における被収容者の状況といった個別具体的な事情に照らして検査を行う必要性の有無を判断すべきである。

とりわけ、全裸検査においては、上記各条約及び法第1条が被収容者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とし、身体検査が個別具体的な事情に照らして検査を行う必要性の有無を判断すべきとされている趣旨、さらに、検査方法として被収容者の羞恥

心を損なわない配慮が求められていること等に照らし、極めて慎重な考慮が求められる。

- (3) 保護室に被収容者を収容する際も、その趣旨は変わらず、個別具体的に身体検査自体の必要性を判断した上で、さらに、一般的に個人の尊厳を侵害するとともに羞恥心を害する態様となり得る全裸検査を実施する場合には、その必要性が相当程度に認められる場合に限定されるべきである。
- (4) したがって、本件については、申立人に対して実施された全裸検査の当否について個別に判断するまでもなく、貴所が、被収容者を保護室に収容する際、一律に全裸検査を行う運用を行っていることは、上記各条約及び法第75条等に違反し、違法な人権侵害にあたる。

## 5 結論

以上より、貴所が、申立人を含めた被収容者に対し、保護室に収容する際、全裸検査を実施する必要性が相当程度に認められるか否かを個別具体的に判断することなく、一律に全裸検査を行っていることは、被収容者の羞恥心や個人の尊厳を侵害する行為であり、人権侵害にあたる。

よって、当会は、貴所に対し、勧告の趣旨のとおり勧告する。

以 上